

アイヌ政策推進会議の開催について

〔平成21年12月25日〕
〔内閣官房長官決裁〕

1 趣旨

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政策推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

座 長 内閣官房長官
座長代理 座長が指名する者
構 成 員 別紙に掲げる有識者

3 作業部会

会議は、必要に応じ、作業部会を開催することができる。作業部会の構成員は、座長が指名する。

4 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房アイヌ総合政策室において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

アイヌ政策推進会議 名簿

座長	平野博文	内閣官房長官
座長代理	小川勝也	内閣総理大臣補佐官
構成員	阿部一司	(社)北海道アイヌ協会副理事長
	安藤仁介	(財)世界人権問題研究センター所長 京都大学名誉教授
	上田文雄	札幌市長
	大西雅之	鶴雅グループ代表
	加藤忠	(社)北海道アイヌ協会理事長
	川上哲	(社)北海道アイヌ協会副理事長
	佐々木利和	人間文化研究機構 国立民族学博物館教授
	高橋はるみ	北海道知事
	常本照樹	北海道大学大学院法学研究科長・法学部長 北海道大学アイヌ・先住民研究センター長
	能登千織	北海道白老町学芸員
	丸子美記子	関東ウタリ会会長
	横田洋三	(財)人権教育啓発推進センター理事長 中央大学法科大学院教授

これまでのアイヌ政策の経緯

- 昭和49年 北海道ウタリ対策
(現在は、北海道アイヌ生活向上関連施策)
- 平成8年 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告
- 平成9年 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」制定
- 平成19年 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択
- 平成20年 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を
国会（衆・参両院）において全会一致で採択
(6月6日)
- 平成21年 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告
(7月29日) ※別紙参照
- ・今に至る歴史的経緯（旧石器～近代）
 - ・アイヌの人々の現状、最近の動き
 - ・今後のアイヌ政策の基本的考え方
(先住民族という認識に基づく政策展開等)
 - ・具体的政策
(国民の理解の促進、広義の文化に係る政策の
推進、推進体制等の整備)
- 「アイヌ総合政策室」を内閣官房に設置（8月12日）
- 「アイヌ政策推進会議」の開催を決定（12月25日）

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告について

国連宣言（H19.9）、国会決議（H20.6）→「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（H21.7）
アイヌの方々との意見交換も踏まえ、総合的なアイヌ施策の確立に向け議論

今に至る歴史的経緯

【アイヌの人々につながる歴史と文化(旧石器～中世)】

【「異文化びと」と「和人」の接触～交易(中世)】

【過酷な労働生産の場(近世)】

商場知行制、場所請負制、「和人」との抗争、ロシアの南下政策と国境画定

【アイヌの文化への深刻な打撃(近代)】

場所請負制廃止と自由競争、文明開化とアイヌの文化への打撃、近代土地所有制度の導入、伝統的生業(狩猟、漁撈)の制限、北海道旧土人保護法の施行、民族意識の高揚等

アイヌの人々の現状、最近の動き

【アイヌの人々の現状】

生活や教育の状況、文化活動等の取組、
 帰属意識 等

【アイヌの人々をめぐる最近の動き】

先住民族の権利に関する国際連合宣言、
 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

今後のアイヌ政策のあり方

今後のアイヌ政策の基本的考え方

具体的政策

【先住民族という認識に基づく政策展開】

- ・先住民族であることの確認
- ・先住民族であることから導き出される政策の展開
- ・政策展開に当たっての国民の理解の必要性

【国連宣言の意義等】

国連宣言の意義、憲法等を考慮したアイヌ政策の展開等

【政策展開に当たっての基本的な理念】

- ① アイヌのアイデンティティの尊重
- ② 多様な文化と民族の共生の尊重
- ③ 国が主体となった政策の全国の実施

【国民の理解の促進】

- ・教育、啓発

【広義の文化に係る政策】

- ・民族共生の象徴となる空間の整備
- ・研究の推進
- ・アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興
- ・土地・資源の利活用の促進
- ・産業振興
- ・生活向上関連施策

【推進体制等の整備】

- ・アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備
- ・アイヌの人々の意見を政策推進等に反映するための協議の場の設置 等

- ・立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有する。今後の取組を進める中で、この点についても、検討を求めたい。
- ・関係地方公共団体、民間の企業や諸団体、さらには国民一人ひとりの理解と共生のための努力が望まれる。

アイヌ政策推進会議の運営について

(趣旨)

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政策推進会議を開催する。

(具体的なテーマ)

- ・「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告で提言された政策のフォローアップなど政策全般の推進等について意見交換を行う。
- ・特に、同懇談会報告で専門的検討を要するとされた以下の課題について、作業部会を設けて具体的に検討を進める。
 - ① 民族共生の象徴となる空間
 - ② 北海道外アイヌの生活実態調査

(開催頻度)

- ・会議は、作業部会の検討状況等に応じて、年に数回開催予定。